

【R7年度 巡回拠点やなぎだの概要】

1. 巡回拠点やなぎだの教育目標

- ・人権尊重の教育を基本に、障害特性や障害理解に基づく教育の充実をめざす。
- ・一人一人の実態やニーズに応じ、児童の可能性を伸長、拡大する教育支援をめざす。

2. 教育目標を達成するための基本方針

- ・抱える困難さの状態や障害特性を考慮した教育課程を編成し、教育内容の充実を図る。
- ・行動観察・心理検査等のアセスメントに基づき、担任と協力して連携型個別指導計画を作成し、長期的、短期的な計画に基づいた指導プログラムの構築を図る。
- ・指導の効果を在籍学級で般化できる適応力の育成をめざす。同時に、在籍学級と連携して、般化しやすい環境や条件を整える。
- ・家庭・在籍校および外部専門機関等の児童を取り巻く支援者と連携を図りながら、相互の共通理解のもとで指導効果の向上および目標の達成をめざす。

3. 巡回拠点やなぎだの主な指導内容

- ・自己理解や他者理解を深め、人間関係の形成の基礎となる社会性を育む。
- ・他者とのかかわりの基礎となるコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・学校生活に必要な知識、スキル等の獲得を図る。
- ・自尊感情の向上に努め、情緒の安定を図る。
- ・感覚や認知の特性に応じた指導に努める。

4. 指導の形態

- ・特別支援教室での個別指導と、教室内の観察、支援

5. 「特別支援教室」の対象児童について



主として、発達障害である自閉症や注意欠陥多動性障害・選択性かん黙などのある子供を対象としています。行動面ではさほど目立たなくても、発達に偏りがあり、学習や学校生活に困っている子も対象になります。特別支援教室の基準はおおむね次の通りです。

(1) 校内 特別支援委員会

児童への支援レベル		「特別支援教室運営の手引き」より	
支援レベル1	担任等が、巡回指導教員や心理士等の助言に基づいた、指導法の工夫等をおこなうことにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度。		
支援レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度。		
支援レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度。		巡回指導の申請へ

(2) 北区 特別支援委員会

区特別支援委員会 要巡回の条件	
校内委員会での合意がある	① 校内委員会で支援レベルに基づいて、学級や学校内での支援を検討し実践する。 ② 校内委員会で合意する。 ③ 保護者の希望がある。
週1回1時間の指導による効果がある	① 在籍校において、学習・生活・行動・社会性、コミュニケーション等に困難が見られ、かつ特別支援教室での指導による効果が見込まれる。 ② 提出書類（観察、体験、面談等）と発達検査の結果により、判断される。
知的水準が一定レベルある	心理発達検査（WISC-IV）の全検査IQがおおむね75以上の児童。

6. 特別支援教室を利用する際の手順

※申請書類は、公開フォルダ（教育振興部・教育総合相談センター）でご確認ください。

